

会員各位

平成 23 年 3 月吉日
JU 長野 流通委員会

JU 関連協統一規約改定に伴う、オークション規約の改定について

日頃より、JU 長野オークションをご利用いただきまして誠に有難うございます。平成 23 年 4 月 5 日開催オークションより、関連協統一規約「JU 関東甲信越オークションマニュアル」が改定となります。それに伴い JU 長野オークション規約が改定となります。今回の改訂により、クレームの受付基準・ペナルティー等の額などが変更となりますので、オークションのご参加に当たり、JU 長野規約(新)及び関東甲信越オークションマニュアル(改定版)を十分ご理解・習熟の上セリに参加くださいますようお願いいたします。

現行規約と新規約との相違点(抜粋)

	項 目	現 行		新 規 約
評価	再検による評価点 1.5 点以上の相違	5 日	→	5 日(低価格車を除く)
表示	年式間違い	キャンセル時のペナルティー 5 万円 (低価格車は 2 万円)	→	キャンセル時のペナルティー 2 万円 (低価格車は 1 万円)
	保証書の有無の間違い	新車登録 5 年以内の車輛のキャンセル時のペナルティー 2 万円	→	新車登録 5 年以内の車輛のキャンセル時のペナルティー 1 万円
	ワンオーナーの定義	ディーラー・専門店等(古物商を有するもの)に名義変更後 60 日以内	→	名義変更後の日数の縛りなし
その他	落札店都合によるキャンセル	ペナルティー 5 万円+会場手数料 1 万円。外部落札の場合は+落札料	→	ペナルティー 5 万円+成約料+落札料

クレームの受付基準について変更点(抜粋)

落札価格が 20 万円以下の車輛については、基本的にノークレームとします。ただし落札価格が 10 万円以上のものについては、関連協クレーム規定の低価格車適用によりクレーム対象となっている項目のみクレーム対応とします。

※落札価格が 10 万円以下の車輛は出品申込書の相違の場合を除き、一切ノークレームとなります

上記抜粋は、改定となった一部です。必ず新規約を確認頂き、セリにご参加ください。

4 月 5 日より新規約での運用となります。 新規約は会場及びホームページへ掲示・掲載してあります。

※ホームページでの印刷ができない場合や、紙での送付を希望の場合はお手数でもご連絡下さい。